

第7号議案

定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

(1) 監事監査規程関係（第33条）

監事監査規程の内容の充実に向けた変更を、監事の知見向上時や監事監査に関する体制の増強時、他での不祥事事例の発生時等、機を捉えて行えるようにするため、所要の修正を行う。

(2) 総会の緊急議案関係（第42条）

会計監査人の選任・解任・不再任については、総会の緊急議案の対象から除外することが適当であることから、所要の修正を行う。

(3) 内部統制システム基本方針関係（第52条他）

現行の定款では、第53条第4号により、「内部統制（コンプライアンス・プログラムを含む。）及びリスク管理に係る取組み状況」が理事会報告事項として規定されている。

J Aでは、会計監査人監査制度下での本格的なリスクアプローチ監査に対応するため、会社法における内部統制システムを参考に、コンプライアンスやリスク管理に関する既存の規程等を横串で体系づけた「内部統制システム基本方針」を制定する取り組みを進めているが、当該方針を制定する場合にあっては、理事会決議事項とすべきであることから、定款上、理事会決議事項として位置付けた。

(4) その他

誤植の修正等、所要の修正を行う。

2. 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第5章 役 職 員</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。 2～14 (略)</p> <p>15 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、<u>理事会に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章の2 会計監査人</p> <p>(略)</p> <p>(監事に対する報告)</p> <p>第36条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な<u>事実</u>があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 総 会</p> <p>(略)</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで、第16号及び第45条に規定する事項並びに役員を選任(第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 理 事 会</p> <p>(略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 (1) 業務を執行するための方針に関する事項 (1の2) 業務の適正を確保するために必要な体制の</p>	<p style="text-align: center;">第5章 役 職 員</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。 2～14 (略)</p> <p>15 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、<u>総会の承認を受け</u>るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章の2 会計監査人</p> <p>(略)</p> <p>(監事に対する報告)</p> <p>第36条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な<u>事案</u>があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 総 会</p> <p>(略)</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで及び第45条に規定する事項並びに役員を選任(第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 理 事 会</p> <p>(略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 (1) 業務を執行するための方針に関する事項 (新設)</p>

新	旧
<p><u>整備に関する事項</u> (2)～(25) (略) 2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 会 計</p> <p>(略)</p> <p>(配当)</p> <p>第 63 条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第 5 項までに定めるところによる。</p> <p>2 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを計算する。</p> <p>3 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを計算する。</p> <p>4 前 2 項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則〔令和元年 6 月 27 日変更〕</p> <p>1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。 〔令和元年〇月〇日認可〕</p>	<p>(2)～(25) (略) 2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 会 計</p> <p>(略)</p> <p>(配当)</p> <p>第 63 条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第 5 項までに定めるところによる。</p> <p>2 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。</p> <p>3 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。</p> <p>4 前 2 項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>(新設)</p>